

小牧市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

令和5年2月28日

小牧市監査委員 伊藤 二三

小牧市監査委員 稲垣 衿子

定期監査の結果について

記

第1 監査の対象及び実施期間

健康生きがい支え合い推進部

健康生きがい推進課、支え合い協働推進課、保健センター、
新型コロナウイルスワクチン接種推進室、文化・スポーツ課、
味岡市民センター、東部市民センター、北里市民センター

対象期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの所管業務

実施期間 令和4年10月26日から令和4年12月22日まで

第2 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務、公有財産管理事務、旅費及び時間外勤務手当等支給事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

各所管の監査の結果及び意見は次のとおりである。

【健康生きがい支え合い推進部】

《 健康生きがい推進課 》

指摘事項なし

意見

- ・ 市民の健康寿命を延ばすため、健康いきいきポイント事業を始めとした健康施策において、創意工夫を重ね企業と連携して新しい取組を始めるなど多角化を図られている。
- ・ 所管する業務の経緯や目的、経過・進捗状況等を日頃から認識し課内で共有するために作成している課独自の「事業概要」については、引き続き内容の更新、充実を図ることにより異動時の引継資料や業務内容の説明資料として有効的に活用されたい。

《 支え合い協働推進課 》

指摘事項なし

意見

- ・ 地域での支え合い助け合い活動に応じて、市内限定商品券と交換できるポイントを付与する「こまき支え合いいきいきポイント制度」は、ボランティアに携わる方々の意見を取り入れた制度設計がなされているとのことであった。

このうち、ポイントシールの管理については、こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」を通じて各団体が行っているとのことであるが、最終的

には金券との交換ができるものであることから、日常的にシールの残数を把握してもらうことにより、適切なシールの管理を目指されたい。

《 保健センター 》

指摘事項

(1) 庶務事務について

旅費の支給金額が誤っていたもの（過少支給及び過大支給）

意見

- ・ 保健センターでは小牧市が設置する AED の大部分を一括して賃貸借契約されているが、その管理体制については、窓口としての役割にとどまっていることが懸念された。

この契約に関する支払いに際しての最終的な履行確認は保健センターが行う必要があることから、AED が設置されている各施設における管理体制にも目を向け、実効性のある維持管理が実施できるよう取り組まされたい。

《 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 》

指摘事項なし

意見

- ・ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、希望される方に迅速かつ適切に機会を提供するために、市で一括した予約、ワクチンの管理、接種実績の登録を実施する手法を考案された結果、本市では大きな混乱もなく業務を進められ、これまで 65 歳以上の高齢者に対する接種の早期完了や接種間隔の見直しなど、国が示した方針等に短期間で対応されてきた。今後も同感染症の状況等を注視して、柔軟で適切な対応を続けられたい。

《 文化・スポーツ課 》

指摘事項なし

意 見

- ・ 指定管理者に施設の管理運営を委託している温水プールの指定管理料について、令和4年度は建物の劣化により休館となっているため不用となる経費を減額され、さらに休館により支出を免れた経費は精算（返還）されることとなっている。令和5年3月31日には指定管理期間が満了となることから、引き続き経費の内訳を精査することにより適正な管理に努められたい。

《 味岡市民センター、東部市民センター、北里市民センター 》

指摘事項

(1) 庶務事務について

- ア 旅費の積算が誤っていたもの（味岡市民センター）
- イ 日当が支払われていなかったもの（味岡市民センター）

意 見

- ・ 各市民センターでは、清掃や警備などの業務を民間企業に委託することで実施している。これらの委託業務に関しては、受託者自らがマニュアルやチェック表等を作成して責任を持って業務を遂行するとともに、自らがそれをチェックできるような体制づくりを考えられたい。